

毎週火・金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- 鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例の一部改正
- 警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部改正
- 鳥取県公衆浴場基準条例
- 鳥取県国民健康保険普及促進協議会設置条例
- 建設業者登録証明手数料条例
- 鳥取県水産試験場手数料条例
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正
- 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例の一部改正
- 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正
- 県立学校入学選抜手数料徴収条例の一部改正
- 鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正
- 鳥取県警察職員定員条例

県立学校実習施設使用料徴収条例の一部改正  
鳥取県営住宅管理条例の一部改正

## 条例

鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県条例第二号

鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例(昭和二十三年十二月鳥取県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則中「八年」を「十一年」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十二月十八日から適用する。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中

|          |     |   |    |
|----------|-----|---|----|
| 鳥取県鳥取警察署 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡のうち大成村、宇倍野村、津の井村                       | を  |
| 鳥取県鳥取警察署 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡のうち国府町、津の井村                            | に、 |
| 鳥取県米子警察署 | 米子市 | 米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、県村、大高村、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村 | を  |

|          |     |  |
|----------|-----|--|
| 鳥取県米子警察署 | 米子市 | 米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、伯仙町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村 |
|----------|-----|--|

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。

鳥取県公衆浴場基準条例をここに公布する。

昭和三十二年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四号

鳥取県公衆浴場基準条例

鳥取県公衆浴場取締条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十九号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。)第二条第三項の規

定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに法第三条第二項の規定による公衆浴場の換気、採光、照明、保温、清潔その他入浴者の衛生及び風紀上必要な措置の基準を定めることを目的とする。

(配置の基準)

第二条 公衆浴場の設置の場所は、他の公衆浴場の中心から三百五十メートル以上離れていなければならない。但し、土地の状況、人口の密度その他知事において特殊事情があると認められた場合は、この限りでない。

(措置の基準)

第三条 営業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 出入口は、男女別に設け、その区別を明示すること。
- 二 場内は、外部から見えないようにすること。
- 三 脱衣場、洗場及び浴そうは、男女別に区画し、相互に見透しができないようにし、換気窓を設け、照明は二十ルクス以上とすること。

四 看守台は、下足置場、脱衣場、洗場及び浴そうの見透ししやすい場所に設けること。

五 脱衣場の有効面積は、男女側とも十六・二平方メートル以上とすること。

六 鍵付脱衣箱を相当数設けること。

七 いす、その他の休憩設備を設けること。

八 脱衣場と浴室との境には、ガラス戸を設けること。

九 浴室の天井の高さは、三メートル以上とし、勾配をつけ、漏斗状に張り上げるか、滴水落下防止の方法を講じその中央部又は適当な位置に湯気抜窓及び採光窓を設けること。

十 浴室には、床面積の五分の一以上の採光窓を設けること。

十一 浴場の床、腰板及び浴そうは、れんが、コンクリート又はタイル等の不透水性材料を使用すること。

十二 洗場の床には、適当な勾配をつけ巾五センチメートル以上の排水溝を設けること。

十三 入浴者の利用に十分な洗桶を設けること。

- 十四 浴そうは男女側とも広さ三・三平方メートル以上、深さ〇・九メートル以上とし、縁の高さは〇・三メートルとし、内部には、巾〇・二メートルの階段を設け、湯は、常時換流させること。
  - 十五 男女側とも防臭、防そ及び換気の設備を設けた便所を設け、流水式手洗器を備えること。
- (特殊浴場の措置の基準)
- 第四条 貸切湯、薬湯その他の特殊浴場は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 公衆浴場に併設する場合は、風紀上出入口は、相当の距離を保つこと。
  - 二 施錠の設備をしないこと。
  - 三 休憩室には、寝台、布とん、枕、座布とん及びソファアその他風紀上有害と認められるものは、備え付けないこと。
  - 四 休憩室には押入を設けないこと。
  - 五 貸切時間は、一回四十分以内とし、料金の増払等の方法により時間を延長しないこと。

- 六 貸切湯は、家族以外の男女を混浴させないこと。
  - 2 知事は、前項の特殊浴場については、前条の措置の基準を緩和することができる。
- (営業者等の遵守事項)
- 第五条 営業者及び管理者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 入浴者の心得を見やすい場所に掲示すること。
  - 二 営業時間中は、浴そう及び水そうに清潔な湯及び水を準備しておくこと。
  - 三 浴用の湯及び水は毎日あらたなものを使用すること。
  - 四 温泉及び薬湯は、その種類、効能、浴法等を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
  - 五 タオル、くし、はけ又はかみそりを入浴者に貸与しないこと。
  - 六 脱衣場及び脱衣箱は、常に清潔に保ち、かつ、月一回以上害虫駆除を目的とした薬剤散布を行うこと。

- 七 浴湯の温度は摂氏四十二度以上に保つこと。
  - 八 温度計を備えること。
  - 九 浴そう、内でタオルを使用させないこと。
  - 十 浴場内外の排水溝は汚水の停滞しないように清掃すること。
  - 十一 テレビ、洗たく機等は、脱衣場及び洗場に備え付けないこと。
  - 十二 付添人がいないと入浴できない老幼者で付添人がいないもの及び泥酔者を入浴させないこと。
  - 十三 満八才以上の男女を混浴させないこと。
- (特別)
- 第六条 知事は、衛生上及び風紀上必要があると認めるとき又は土地の状況その他建築上やむを得ない事由がある場合は、第三条及び第四条の規定によるものの外特別の設備を命じ、又は緩和することができる。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - 2 この条例施行の際現に営業中の者は、この条例施行

の日から一年以内に第三条及び第四条の事項に適合するように措置しなければならない。

3 特別の事由により、前項の期間内に措置することができない者は、知事に申請して承認を得なければならない。

鳥取県国民健康保険普及促進協議会設置条例をここに公布する。

昭和三十三年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第五号

鳥取県国民健康保険普及促進協議会設置条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの条例を定める。

(設置)

第一条 国民健康保険事業の普及促進を図るため、鳥取県国民健康保険普及促進協議会(以下「協議会」といふ。)を置く。

(所管事項)

第二条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議してこれを答申する。

- 一 国民健康保険事業未実施市町村に対する事業開始年度の適否に関すること。
- 二 前号のほか国民健康保険事業の普及促進に関すること。

(組織)

第三条 協議会は、委員十四人をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 県議會議員 一人
- 二 市議會議員 一人
- 三 町村議會議員 一人
- 四 市長 一人
- 五 町村長 一人
- 六 保険者 一人
- 七 医師 一人
- 八 歯科医師 一人

九 薬剤師 一人

十 県職員 二人

十一 学識経験者 三人

(任期)

第四条 委員の任期は一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 知事は、委員がその職務を行うに適當でなくなつたときは、前項の期間内においてもこれを解任することができる。

(会長)

第五条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第七条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は委員として議決に加わることができない。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

建設業者登録証明手数料条例をここに公布する。

昭和三十二年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第六号

建設業者登録証明手数料条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの

条例を定める。

(総則)

第一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条の規定により登録を受けた建設業者がその登録の証明を申請するときは、この条例の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

一 登録証明 一件につき 五十円

二 登録内容の証明 一件につき 百円

(手数料の納付方法)

第三条 手数料は、鳥取県収入証紙によつて納付しなければならない。

(すでに納付した手数料)

第四条 すでに納付した手数料は、どんな事由があつても還付しない。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別

に定める。

附 則

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

鳥取県水産試験場手数料条例をここに公布する。

昭和三十三年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第七号

鳥取県水産試験場手数料条例

(総則)

第一条 鳥取県水産試験場において水産物の品質の鑑定その他水産業に関係のある品質の分析鑑定、試験を受けようとする者は、この条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は次のとおりとする。

- 一 水産物の品質の鑑定 一件につき 百円
- 二 用水の水産生産物適否判定 一件につき 五百円

2 知事は、特別の事由があると認めるときは前項の額を減免することができる。

(手数料の納付方法)

第三条 前条の手料は、鳥取県収入証紙をもつて納付しなければならない。

(既納の手料)

第四条 既に納付した手数料は還付しない。

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「中央病院、発電所及び」を「中央病院及び高等看護学院、発電所並びに」に改め、同条同号ロを次のように改める。

ロ 中央病院及び高等看護学院の職員 一三九人

第二条第一号ハ中「二九人」を「四二人」に改める。

第三条中「第九号」を「第八号」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第九号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部

を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。別表中

|            |       |        |
|------------|-------|--------|
| 議会の議員      |       |        |
| 議長         | 副議長   | 議員     |
| 月額 四〇、〇〇〇円 | 三、〇〇〇 | 三五、〇〇〇 |

を

|            |       |        |
|------------|-------|--------|
| 議会の議員      |       |        |
| 議長         | 副議長   | 議員     |
| 月額 五〇、〇〇〇円 | 四、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 |

に

附 則

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する  
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第十号

警察官に対する被服の支給並びに装備品の  
貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する  
条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十三号)の一部  
を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

| 第一 被服 |    |      |
|-------|----|------|
| 品名    | 員数 | 使用期間 |
| 冬 帽子  | 一個 | 二十四月 |
| 夏 帽子  | 一個 | 二十四月 |
| 冬 服   | 一着 | 十八月  |
| 夏 服   | 一着 | 十八月  |
| 夏 ズボン | 一着 | 十八月  |

|         |    |      |
|---------|----|------|
| 外 とう    | 一着 | 三十月  |
| 雨 衣     | 一着 | 三十六月 |
| 盛夏ワイシャツ | 一着 | 二月   |

| 第二 被服 |    |      |
|-------|----|------|
| 品名    | 員数 | 使用期限 |
| ワイシャツ | 一着 | 十月   |
| ネクタイ  | 二本 | 十二月  |
| 手袋    | 一組 | 十二月  |
| 短くつ下  | 六足 | 十二月  |
| 短ぐつ   | 一足 | 十二月  |
| 編上ぐつ  | 一足 | 二十四月 |

第二条第二項を次のように改める。

2 警察官に任命後はじめ給与品を支給する場合には、  
前項の規定にかかわらず、盛夏ワイシャツ及びワイシ  
ャツについてはそれぞれ二着ずつとする。  
第四条を次のように改める。

(貸与する装備品)

第四条 警察官に貸与する装備品(以下「貸与品」とい

う。)の品目は次のとおりとし、その員数は各一(階  
級章について、二組)とする。但し、警視の階級にあ  
る警察官その他勤務の性質により必要がない者に対し  
てはその一部を貸与しないことができる。

- 階級章
- 手帳
- 捕じよう
- 両手銃
- 警笛
- 警棒
- けん銃
- けん銃
- 帯革
- けん銃つりひも

第五条第二項中「法令又は」及び「又は特別待命」を  
削る。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例の施行の際現に改正前の第四条の規定によ

り外とう締革を貸与されている警察官は、警察本部長  
の定めるところにより、これを県に返納しなければな  
らない。

3 警察官の服制及び服装に関する規則(昭和三十一年  
国家公安委員会規則第四号)附則第三項の規定に基き、  
警察本部長の定めるところにより、警察官の服制につ  
いてなお従前の例による場合における給与品の支給及  
び貸与品の貸与については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の第二条第一項の規  
定により支給されている帽子は、改正後の同条同項の規  
定により支給される冬帽子とみなし、その使用期間  
については、改正前の同条同項の規定により支給され  
た日から起算するものとする。

5 この条例の施行の際現に改正前の第二条の規定によ  
り支給されている給与品で改正後の同条の規定により  
支給されないこととなつたもののうち、改正前の同条  
の規定による使用期間の満了していないものについて  
は、当該給与品を支給されている警察官は、警察本部

長の定めるところにより、これを県に返納しなければ  
ならない。

6 警視又は警部の階級にある警察官に対しては、第二  
条第一項の規定にかかわらず、この条例施行の際に、  
一回に限り改正後の同条同項の表に規定する第一被服  
を支給することができる。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

昭和三十二年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十一号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月  
鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十五 鳥取市災害復興資金融資損失補償事務従事職員

の特務勤務手当

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条  
を加える。

(鳥取市災害復興資金融資損失補償事務従事職員の特殊  
勤務手当)

第二十条 鳥取市災害復興資金融資損失補償事務(以下  
「補償事務」という。)従事職員の特殊勤務手当は、  
補償事務に従事する職員が出張し、被補償者(保証人  
を含む。)の償還能力の調査事務若しくは損失補償後  
の回収事務又はそれらの補助事務に従事した時間が一  
日につき五時間をこえたときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一日につき当該職員の受け  
る給料月額(二十五分の一に左に掲げる割合を乗じた  
額とする。但し、支給月額は当該職員の給料月額の百  
分の二十をこえてはならない。

一 被補償者の償還能力の調査事務又はその補助事務  
に従事したとき 百分の五十

二 損失補償後の回収事務又はその補助事務に従事した

とき 百分の六十

附 則

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

県立学校入学選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

昭和三十二年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十二号

県立学校入学選抜手数料徴収条例の一部を  
改正する条例

県立学校入学選抜手数料徴収条例(昭和二十三年四月鳥  
取県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中但書を次のように改める。

但し、盲学校、ろう学校の生徒児童及び県内の県立高  
等学校相互間の転学を志望する高等学校生徒について  
はこれを徴収しない。

第二条中「二百円」を「三百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

昭和三十二年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十三号

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を  
改正する条例

鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取  
県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改め、同条第二項後段を削る。

第六条 年度中途に転学又は入学した者に対しては、

その受講料の年額を徴収する。但し、県内の学校から  
転学した場合において、以前在学した学校で受講料を  
納付した者に対しては、その年度の受講料は徴収しな  
い。

別表を次のように改める。



